

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

八幡浜市水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より  
指定給水装置工事事業者は  
5年ごとの更新が必要になります

●**令和元年10月1日**より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、**指定の更新がなされない場合は失効となります**。  
※**政令**の規定により、旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。(下表参照)

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

初回更新の申請については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしませんのでご注意ください。

## ●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)  
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類  
(免状又は技術者証等)  
《厚生労働省令第18条に準拠》
- ・事業所の位置図・平面図(写真添付)
- ・従業員名簿

## ◎その他市が別途確認する事項

・右の◎のとおり

## ○指定更新手数料

- ・1件につき、**10,000円(非課税)**  
《八幡浜市水道事業給水条例第30条の規定》

## ●更新の要件は新規指定と同様となります。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者  
※水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠

## ◎指定更新申請時に、八幡浜市が別途確認する4項目

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせは

八幡浜市水道課庶務係 TEL(0894)36-0621